

平成28年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成28年9月13日（第8日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	本山隆也
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	堤正久
農業振興課長	鶴崎俊昭	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	松尾裕哉
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
代表監査委員	吉村秋馬	保険専門監	小柳八束
健康づくり専門監	武富健	主任指導主事	石橋佳樹

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

17番 久原房義

1番 川崎一平

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第49号 平成27年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について
(文教厚生部門の質疑のみ)

日程第3 議案第50号 平成27年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第51号 平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第55号 白石町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第56号 平成28年度白石町内小学校校務用パソコン等購入契約について

日程第7 議案第57号 平成28年度白石町一般会計補正予算(第3号)
(文教厚生部門の質疑のみ)

日程第8 議案第58号 平成28年度白石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

1
日程第9 議案第59号 平成28年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第10 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、久原房義議員、川崎一平議員の両名を指名します。

本日の議事進行について申し上げます。

本日は文教厚生部門の議案を審議します。

審議は、質疑、討論、採決の順で行います。なお、平成27年度一般会計歳入歳出決

算及び平成28年度一般会計補正予算は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第49号「平成27年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、決算書の何ページ、決算説明報告書の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページの決算書から41ページの歳入合計まで文教厚生部門について質疑ありませんか。

○久原房義議員

決算書の3ページでございますが、諸収入の中での雑入でございますが、763万7,299円、これは説明の中にもございましたけども、給食費の滞納分だということでございますが、かなりの滞納額がございましたけども、これだけで十分なのかどうか。あといかほど残っておるのか、その辺についてお答えいただきたいと思えます。

○松尾裕哉学校教育課長

給食費の収入未済額の件でございますが、28年5月末現在で今先ほど議員申し上げられましたとおり、763万円程度の収入未済額がっております。それで、その内訳といたしまして、現年度分が128万8,200円、過年度分としまして634万9,099円でございます。その後、係等で徴収に対応いたしまして、現在、現年度分につきまして最新の数字でございますが、47万6,200円でございます。過年度分につきまして566万7,469円という状況になっております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

2点お尋ねをします。

まず、第1点が、先ほど久原議員から出されたところですが。現年分でまだ残っているようではございますけれども、また過年分でも相当残っているようではございますけれども、生活実態や貧困家庭の実態というものがその中で見受けられる点がありましたら、説明お願いしたいと思います。

2つ目です。

ページ数28ページです。4目の教育費、県委託金の箇所ですけれども、1節になります教育費委託金、備考欄に人権教育研究指定校事業委託金ということで35万円とい

うことで明記されてますけれども、具体的にどこの学校がこの指定校になったのかということと、どのような活動を1年間なされたのかお尋ねしたいと思います。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、私のほうから給食費について答弁をさせていただきます。

それぞれ学校給食係員のほうで徴収とかに伺っておりますが、確認はしましたが、特に生活に著しい困窮をされているようなということは全体的には見受けられないということではございます。ただ、未納になられる方が毎年度決まっておられるような状況でもございます。

それで、27年度につきましては、今申し上げました128万8,000円程度の未納がございます。ただ、26年度のところで御説明を申し上げたかと思いますが、26年度の未収入額が330万円程度ございました。それで、未納の方に御説明をして徴収をする場合に、児童手当を給食費等に振りかえていただくというような方、これは御本人で計画をされて、そちらのほうで徴収をお願いしますというようなことでありますので、児童手当で徴収をした分については、まず26年度分の未納額に28年5月末まではそれを充てていたということで、その分で過年度の27年度の収入額も26年度が42万6,000円に対しまして、27年度は過年度分320万円程度の収入になっております。それでその後、また徴収に伺いまして、今も先ほど申し上げました47万6,000円程度の現年度分の未納になっているということでございます。

また、今申し上げました計画的に納付をしていただくというようなことでございまして、10月にも約16万円程度の納入をしていただくような申し出もあっておりますので、特に給食費に関しまして生活費にとっても困っているというようなことは余り多くはないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○石橋佳樹主任指導主事

2点目の御質問の人権教育研究指定校事業についての内容について簡単に御説明させていただきます。

昨年度、そして一昨年度の2年間にわたり、本町須古小学校において文部科学省、県の教育委員会の指定を受けて人権教育研究指定校の事業を行っております。この期間中に、須古小学校を中心に人権教育にかかわるさまざまな教育活動、例えば道徳の時間の指導、あるいは特別活動、そして学級活動、学校行事などにおいて友達を大切にするとか、差別を許さない心であるととか、そういったところをさまざまな視点から授業研究を中心に進めてもらったところです。最終的に授業の発表ということで、昨年度の11月7日か8日ぐらいだったと思います、県下一斉に呼びかけまして、須古小学校のほうで人権教育に関する研究発表会を行っております。その成果についても報告をいたしまして、昨年度までの取り組みということで報告をさせていただきました。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○川崎一平議員

40ページの17節、小・中学校公衆電話使用料とありますけれども、先日、うちの中学生の息子から全校集会で、白石中学校なんですけれども、公衆電話をふやしてほしいという話が出たそうです。特に、雨の日とか迎えをお願いするときの電話なんかで混雑してなかなかスムーズにかけられないと、もう一台ふやしてほしいという話が出ておるということで聞きました。その辺、耳に入れてらっしゃるのかということ、またそういう要望がしっかりと上がってきた場合はふやす考えはあるのかというのが1点と。

もう一点、同じページ18節のおおどぼう倶楽部の実施内容、前年度です、27年度実施内容がわかればお知らせいただきたいと思います。

○松尾裕哉学校教育課長

公衆電話の件についての御質問でございますが、公衆電話が学校等に必要であるというような要望等は私どもにはあっておりません。それで、今必要であるというようなお話もあつてということでございますので、校長会等でその辺の実態をお伺いしまして、その後に検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○白武 悟議長

おおどぼう倶楽部。

○千布一夫生涯学習課長

おおどぼう倶楽部の事業内容について教えてほしいということでございますが、資料をもってません。後でもって回答をさせていただきます。

○西山清則議員

30ページでよかったですか、物品売払収入の中で、町史売払収入とありますけども、これは合併してから町史はまだできてないんですけども、どこの分の町史か伺いたいと思いますけど。

○千布一夫生涯学習課長

まず最初に、川崎議員のほうからお尋ねがありましたおおどぼう倶楽部の活動内容になります。

決算説明報告書のほうに上げております。ページ数で87ページの中ほど右側のほうに表のほうを上げております。昨年度、27年度が小学校4年生から6年生までの希望者を全部で28名の申し込みがございました。その28名を対象に年間10回の活動を行っております。1回から10回までそちらに上げている活動でございます。いろんな民泊体験とかそういう活動を行っているところでございます。こういった御説明でもよろ

しいでしょうか。

それから、先ほど西山議員さんからのお尋ねにありました町史の売払収入の件でございますが、合併してから町史というのはつくっておりません。ここに上がっているのは、合併前の旧町時代の町史を今現在でも買われている方が数件ではございますが、ありますので、その分の売払収入でございます。

以上でございます。

○西山清則議員

どこの町史かなと思って伺っておりました。

○千布一夫生涯学習課長

どこの町史かというお尋ねでございますが、旧福富町の町史2冊分でございます。以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

先ほどの給食費の過年度分が未済額が多かったようですが、これの不納欠損対象の時効は何年ですか。また、時効の対策はどうされてますか。分納でされてる分はずっと時効が延びていくと思いますけれども、過年度分の対策をどうされてるか。

○松尾裕哉学校教育課長

給食費未納の分の時効といいますか、その時期ということでございますが、今前任の給食センターの所長をされておりました方に確認をしましたら、10年ということでございます。

対応としましては、大体今以前から残っておられる分について、ずっと対策としては徴収をお願いしているというような状況だと思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑。

○岩永英毅議員

普通、10年も時効期間があるんですか。商法では大体飲食費は1年でしょ。学校給食は性質が違うのか。10年あっても過年度分は10年目ぐらいは忘れられると思いますので、時効消滅の対策を何らかの方策をとってかんと不納欠損につながるとしますので、できるだけ分納してもらって、その期間を延ばしていくというふうにせんといかんのじゃないかなと。ますます不納欠損額がふえていくという形になりますから、その対策をとってほしいと。

○松尾裕哉学校教育課長

今、議員御指摘をいただきましたとおり、いろいろ手続をとりまして不納欠損が出ないように、そういった分納という形でできるだけ納めていただくような対策を講じていきたいと思えます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

38ページ8節、ペットボトルの収益金市町村分配金の割合です。ほかの市町村との分配の割合を。

と、もう一点、先ほど川崎議員が言われた40ページ、おおどぼう倶楽部の参加料、金額が52万6,500円とありますけど、これは1人当たりにしたら幾らになるのか。28で今割りましたけど、割れませんので、どういうふうな参加料になってるのか、お願いします。

○門田藤信生活環境課長

予算書の38ページ、ペットボトル収益市町村分配金についてのお尋ねでございます。各市町村の割合ということですが、ペットボトルの収益等につきましては、財団法人でございます日本容器包装リサイクル協会のほうに引き渡しをした後、そこで入札の選定等が行われて、最終商品化の実施をされているところでございます。

本町の分につきましては、上半期として4月から9月までの分と10月から3月まで2回にわたって引き渡しをいたしておりますけども、その中で額のほうが161万2,149円ということで協会のほうからの交付がされているところでございます。

各市町での割合というのは、その分についてはまだ出ておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

○千布一夫生涯学習課長

前田議員のほうからおおどぼう倶楽部参加料52万6,500円の内訳はという御質問でございます。

一番最初に当初の参加料として1人当たり1万円の参加料をもらっています。掛ける28名で28万円。それから、その後、例えば大島村の民泊体験、あとは大分県の安心院のほうにまた民泊体験とか行っておりますが、例えば大島村のときには参加される子供からまた別個の参加料として5,000円掛ける28名分、それから大分県の安心院のほうに民泊体験をするときは、1人当たり3,000円掛け25人が参加していましたので、25人分。あとは、ボランティア活動ということでまた後で行っておりますが、1人当たり500円の参加料ということでもらって、トータル52万6,500円ということになっております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

おおどぼう倶楽部の参加料というのは金額的に適正と思われませんか。高いと思われませんか、安いと思われませんか。

○千布一夫生涯学習課長

参加料が安いか高いかという御質問でございますが、そこら辺は何とも私のほうからは。適切な参加料のほうをいただいているというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

ぜひ、町のほうからももう少し予算をつけていただくようによろしく願いしておきます。

○片渕 彰議員

38ページ生活環境課の雑収入の分ですが、雑入の分です。動物等のしがい処理料というのがあります。これは火葬場がどこにあるか、火葬場です。それと、1匹当たりというんですか、犬、猫に1匹当たり幾らぐらいの火葬費用が要るのか、お願いします。

○門田藤信生活環境課長

予算書ページ数38ページ、動物しがい処理料の35万2,500円の件についてのお尋ねでございます。この分については、処理については、27年度で235頭ということで、単価が、これはイノシシ等の大型動物は除きますけども、1頭当たり1,500円ということで規定をいたしております。

火葬等については、昨年12月までは杵藤のクリーンセンター等で焼却等の処分をお願いしておりましたけども、今回、1月からの供用開始で佐賀西部クリーンセンターのほうで一定持ち込みがあった際には、こちらのほうから大体おおむね週1回程度でセンターのほうで搬出をしているところでございます。

種類ということでしたけども、おおむね大体一番多いのが犬あるいは猫類です。それとあとは、亀とか時おりカラス、こういったものが多いのではないかというふうに認識をいたしているところでございます。

○片渕 彰議員

それで、もう一度お尋ねですが、それ処理料というのが1,500円ということなんでしょうか。火葬処理料が1頭当たり、その理解でいいでしょうか、解釈で。

○門田藤信生活環境課長

これは、処理料ということではなくて、市町村が管理しております市町村道とか農

道については別途お願いしているところがございますけども、国・県道等でしがい等が発生した場合に、指定の業者等がおられますので、そういう方たちが持ち込みをされたときの価格ということで、おおむね犬ぐらいまでの種類については1,500円ということで、イノシシについてはその4倍ということで、おおむね6,000円程度ということで納入をされている状況です。

○片渕 彰議員

これは個人の家で愛犬とか、そういうのが亡くなったときは、クリーンセンターのほうに個人的に持っていけるもんか、町を通して何か手続が要るもんか。

○門田藤信生活環境課長

持ち込みの件でのお尋ねかと思えます。持ち込みについては、犬のしがい等については、動物愛護法、こういったものの観点から終生飼い主の責任において処分をお願いしたいということしております。どうしてもそういった形で処理ができないということであれば、基本的に町のほうで持ってきていただいて、そのほうで処理をしているということで、基本的には動物愛護法の観点からは。

火葬については、個人の持ち込み等については、現在今のところは行っておりません。町のほうを通して持ち込んでいただくというふうな形になろうかと思えます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

先ほどの件ですが、何か特例があるということですね。自分の飼ってるペットが死んだ場合、町で何とかしますという話なんですけど、してくれるんですか。持ってきますよ。どういう条件なのかですね。そういう特例をつくっちゃいかんと思うんですけど。

○門田藤信生活環境課長

私のほうが説明の不足で申しわけありませんでしたけども、動物の持ち込みについては、終生飼い主の方でお願いしているという観点もありますので、基本的には持ち込みの分については、今のところ行っていないということになります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

先ほどのペットボトルの……。

○白武 悟議長

ページ数をお願いします。

○久原久男議員

38ページ18節、ペットボトルの収益市町村分配金の件ですが、これが多分各行政区のほうに返還がされていると、そういうふうに私思ってますが、返還の額がどういうふうな方法で分配を決めておられるのか。その件が1点でございます。

それから、次のごみ処理施設の建設費の負担金の返還金、これがどういうふうなことなのか説明をお願いします。

○門田藤信生活環境課長

ペットボトルの収益市町村の分配金ということですが、これにつきましては、各地域のほうへの還元ということはいたしておりませんで、これにつきましては古紙、古布等の回収における分については、各地域のほうに還元として行っております。

それと、もう一点が、ごみ処理施設建設費負担金の返還金ということで1,186万8,000円上がっております。これにつきましては、平成12年から13年にかけて杵藤クリーンセンターにおいて浄化した水を河川等に放流する際の事業等を行っております。その際に、起債償還金、起債の償還に当たる分とそれから交付税の分の差額で調整が図られておりまして、その分で返還金ということで1,186万8,000円というのが返還があっているということになっております。

○久原久男議員

今、ペットボトルに関しては地域行政区あたりに返還はないということですが、そしてまた古紙と古布ですか、これに対しては返還をしているということですが、返還は幾らぐらい返還しますよとか、そういうふうなもちろん決まりもあると思います。その辺のことについて説明をお願いします。ただ、一律に幾らというふうになっているのか、量によって、例えばトン数が1トン当たり幾らとか、その辺のことについて。

○門田藤信生活環境課長

古紙、古布の返還ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

返還金につきましては、売上げの8%に消費税を掛けた8%ということで各地域のほうに返還をいたしております。各地域のほうに世帯数に応じて、各部落といえますか、そういったところに返還をしている状況になっております。

○久原久男議員

返還金が最近、地区の行政区としていただくのが少なくなったというふうなことをよく聞くわけですよ。というのは、産廃の業者の方とか、いろんな業者の方もおられるというふうに思いますが、せっかくこういうふうな立派なクリーンセンターができてなったものですから、できるだけそういうふうに町の施設を利用してやっていくようお願いはしているんですが、その辺のことは行政として少し考えてみて、宣伝といいますか、その辺の周知徹底を少しお願いしたいというふうに思います。いかがで

すか。

○門田藤信生活環境課長

古紙、古布等の資源物等につきましては、広報あるいは昨年実施いたしました各地域での説明会等あるいは出前講座等の折にも普及の啓発等、排出のお願いをしているところでございます。今後もそういった形で資源物については重要性と申しますか、そういったものを認識していただいて、今後さらに排出をしていただくような形で町としても周知啓発等を進めていきたいというふうに思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

30ページの17款寄附金の1節の指定寄附金、学校指定寄附金と環境整備指定寄附金とありますけど、内容と学校は全部対象になってるのか、その辺の内容についてお願いいたします。

○松尾裕哉学校教育課長

指定寄附金でございます。学校指定寄附金39万円でございますけど、まず内訳としまして、まず図書購入費として1件、20万円がございます。この件につきましては、町内の小学校または適応指導教室がコンフォートあいというところがございます、そういうところに、これは全小・中学校ということではございませんで、ある程度4校とか、そういうふうなことでくくりをしましてしておりますので、ここの部分については4校程度に購入をしております。

それから、1件、14万円がございます。これにつきましては、福富の小・中学校の指定寄附でございます。また、2万円とそのほかあと3万円、2件ございますが、これにつきましては、福富小学校への指定寄附でございます。

以上でございます。

○門田藤信生活環境課長

環境整備指定寄附金の50万円でございます。これは、町内のスーパー、白石地域にございますモリナガ様より環境整備の指定寄附ということでいただいております。

この用途につきましては、学校関係の環境に関する本の購入、こういったものをお願いをいたしているところでございます。

○大串武次議員

モリナガさんからということだと、昨年度は、私、20万円ぐらいじゃなかったかと記憶しておりますけど、今年度は50万円いただいたということで解釈でよろしいわけですね。

○門田藤信生活環境課長

27年度は50万円ということですのでいただいております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、歳出に入ります。

ページ数52ページから56ページまでの地域づくり推進費の中の文教厚生関係、それからページ数62ページから64ページの戸籍住民基本台帳費及びページ数67ページの社会福祉総務費から73ページの老人福祉費の前の障害福祉費まで質疑ありませんか。

○秀島和善議員

説明資料の18ページを開いてください。

18ページの臨時福祉給付金事業についてです。2,518万6,000円ということなので決算額がなっておりますけれども、ここの説明資料で2点お尋ねをします。

第1点が事業概要の給付対象者のところで、ただしということ、ただし以下の場合には対象外ということ、5点明記してあります。何ゆえこの5点にかかわるところの方たちは対象外になるのかということが第1点です。

第2点に、支給決定者数ということ、3,412人ですけれども、対象者も3,412人で支給をなされたのも3,412人というふうに理解していいのでしょうか。

○大串靖弘保健福祉課長

給付対象者の件でございます。対象外につきましては、給付対象者、①ですけれども、扶養されている場合は対象外ということ、例えば事業主から扶養されているということであれば、事業主が税金の所得があるということではないかというふうに考えております。ただ、私もこの中身については少しよくわかりませんのですけれども、生活保護世帯とかもその対象、払われているということではないのでしょうか。それから、3番目につきましても同じような理由じゃないのかなというふうに考えております。まだこれについてはよくわかりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

支給決定者が3,412人ということでございます。これにつきましては、当初の抽出対象としましては4,816人を抽出しておりました。で、通知をしているところでございますけれども、外国人でありますとか、未申告者でありますとか、それから他市町課税の扶養者でありますとか、課税親権者の扶養、それから生活保護、それから死亡といったことで減っております。3,503の申請があつておまして、その中で最終決定が3,412人というふうな結果になっております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数73ページの老人福祉費から84ページの衛生費の前の子ども・子育て支援事業まで質疑ありませんか。

○井崎好信議員

決算説明資料でお願いしたいと思います。23ページ、町立保育園の公設民営化費でございませう。

これが公設民営というようなことで、指定管理が有明ふたば保育園を皮切りに平成25年から3年間で終了したわけでございます。5年間の指定期間というふうなことで、ふたば保育園が30年3月、そしてまた最終的には32年3月というようなことで、それぞれ5年間経過するわけでございますが、5年後は完全民営化というふうなことで進められるというように思いますけれども、そういった場合に、どういった事業の内容、保育園民営化したときに、今までとどういった違いといいますか、内容になってくるのか、その辺を御説明をお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

完全に民営化ということになりますけれども、まず民営化になるかならないかというのが、指定管理保育園の評価及び指定間期間満了の取り扱いについてということで、指定管理保育園評価審査委員会というものを開いて、その中で民営化するかしないかというのをまず判断をしていただくということになりますけれども、それでオーケーということになれば、完全に民営化というふうな形になると思いますけれども、うちの町としての管理じゃなくなるということになると思います。

以上です。

○井崎好信議員

審査委員会のほうで民営化が通ったというようなことで質問でございます。

そういった場合に、今後、町の持ち出しといいますか、委託料も発生するかと思えますけれども、今と大きく変わる点が出てくるのか出てこないのか、その辺わかりましたら、説明お願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

私立保育園ということになりますと、今までは直接県からとかというふうなあれになっておりましたけれども、今は町を通して負担金という形で交付という形になると思えますけれども。運営につきましては、個人の運営者の方針という形になってくるというふうには思えますけれども。

○井崎好信議員

負担金といいますか、委託料は発生するわけでしょ、当然。今と大きく変わって来るとお考えですか。

○大串靖弘保健福祉課長

今までと大きく変わるということはないというふうに考えております。
以上です。

○吉岡英允議員

同じく関連で質問をさせていただきます。

資料説明書の23ページです。

これを見ますと、指定管理期間が一番短いところで有明ふたば保育園が平成30年3月までと、一番長いところで有明わかば保育園で32年3月というふうなことでなっておりますけども、今公設民営ですので、施設と敷地は全部町のもので、無償で多分貸している状態だと思うんです。そうしたところ、これが期間が過ぎて、民営になった場合の施設の財産といえばですよ、町の財産やけんが、財産をそのまま運営されている法人だけにやるものか、それとも今後施設は町が全部持つとって、貸し付けるかですよ。また、売り払う場合は、1社じゃなくて、指定入っどけんが、言い値、買い値になるわけですよ。そこで、新たに入札じゃなかばってんが、部外者は入れて、高いところに売り払って、また貸し付けておくわけです。そげんが、その辺の考えをもうあと2年後のことやけんですよ、ある程度お考えはお持ちだったら教えてください。

○大串靖弘保健福祉課長

建物につきましては、譲渡という形で思っております。ただ、土地につきましては、貸し付けというふうなことで考えております。今、譲渡につきましては、管理しておられるところに譲渡ということになります。

○吉岡英允議員

そうしたところ、建物何も資産価値なかとですか。資産価値は新しいところは少しなりともあるとは思いますが、何でそんな譲渡という考えをするんですかね。資産価値があったら、その分の代価をもらうべきだと私は思いますけど。

○大串靖弘保健福祉課長

建物につきましては、まだ決定はしておりませんので、幾らか検討はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

同じ関連の質問でありますけども、延長保育事業の中で、有明ふたば保育園、有明みのり保育園、福田保育園が延長保育がゼロでございます。ここの延長保育、今年度はありませんですけど、来年度から取り組むとか、そういう方向性がありますでしょ

うか。もしあれば、事業補助金として負担金としてされるのかお伺いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

延長保育が、ふたば保育園とみのり保育園と福田保育園がしてないということでの質問だと思いますけども、するということになれば、保育園の補助金という形で補助するというふうになると思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

説明資料の23ページで先ほどから町立保育園公設民営化費について質疑やってますけれども、私も関連です。

まず、延長保育事業はゼロというところは、ふたば保育園、みのり保育園、福田保育園ですけれども、これはニーズがなかったということでゼロなのかどうかという点と、世代間交流事業で六角保育園がゼロになってますけれども、この世代間交流事業というのはどういう事業なのでしょうか。そして、六角保育園がゼロになっている理由を説明いただきたいと思います。

○大串靖弘保健福祉課長

延長保育のニーズにつきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

世代間交流につきましては、保育園の授業等が行われたときに、祖父母さんと呼んでの交流事業を行っている保育園につきまして補助を行っているということでございます。

あと、六角保育園の実績ゼロにつきましては、後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に、ページ数84ページの保健衛生総務費から88ページの環境衛生費の前の予防費まで質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

説明書でお願いします。

27ページの不妊治療ですけれども、不妊治療については、314万8,357円ということで、去年から上限の撤廃ということが行われています。そこでですが、ここで下の表ですが、申請者数と実人数というところがありまして、この関係については申請した

人が全てではないということになります。佐賀県不妊治療の指定機関というのがあるようですけれども、この関係との関連があるのかどうかです。指定機関でないとこの申請をしても実施できなかったのか、その辺がよくわかりませんので、お願いします。

それから、もう一つ済みません。予防接種事業の次のページの28ページですけれども、その中に子宮頸がんというのが今もありますけれども、積極的な勧奨というのが行われておりませんが、ここに3人延べ人数として上げてありますが、このことについては御自分でされたんだと思いますが、その辺のいきさつについてわかりましたらお願いします。

○武富 健健康づくり専門監

内野議員御質問の1点目の不妊治療の申請者数と実人数の違いということだと思いますけれども、不妊治療につきましては、1人1回ということはございませんで、複数回にわたるといことがございます。申請数が多くなっているのはそういう理由でございます。

2点目の子宮頸がん予防接種、延べ3人ということですが、あくまで積極的勧奨は現在行っておりませんが、任意で接種をされたということで、実績を上げております。

以上です。

○内野さよ子議員

27ページの不妊治療ですが、ここに指定機関というのが書いてあるので気になりましたけれども、普通の産婦人科とか、そういうようなところでは、御本人は指定機関というのとはわかりませんが、その辺のところは私にはわかりませんので、お願いします、説明を。

○武富 健健康づくり専門監

佐賀県不妊治療指定医療機関ということで、具体的な医療機関名まで手元に準備しておりませんが、助成の対象となるのがあくまで佐賀県の不妊治療指定医療機関で実施された不妊治療ということになっておりますので、そこで受けられた医療を対象に町も助成をしているといった状況でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

御本人は多分わからないと思いますが、産婦人科とかで御紹介をしていただける分になっているのかどうか、その辺を聞いたかったのでお願いします。

○武富 健健康づくり専門監

先ほど言いましたように、対象者が佐賀県不妊治療の事業の対象者ということになりますので、事前に佐賀県のほうでまず手続をされます。その時点で医療機関につい

ては紹介があつてるといふふうに考えております。
以上です。

○白武 悟議長

ほかに。

○大串靖弘保健福祉課長

秀島議員の1番目の臨時福祉給付金について答えを保留しておりましたので、お答えします。

1番についてですけれども、課税されている者に扶養されていることが理由ということでございまして、低所得者が対象者ということでございます。そして、2番から5番につきましても、臨時福祉給付金の対象外についてそれぞれ国の違う方法で支援を受けているということで対象外といふふうになっております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に、ページ数88ページの環境衛生費から91ページのし尿処理費まで質疑ありませんか。

暫時休憩します。

10時32分 休憩

10時47分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○大串靖弘保健福祉課長

保留しておりました質問に対してお答えをさせていただきます。

民営化になると、まずどこが一番違うかといいますと、今公設民営で運営しておりますのは、町の交付税を全部委託料としているわけですが、民営化すると、それが国2分の1、県4分の1、町4分の1の委託料といふふうになるということになります。それから、園の独自の運営方針をそのまま独自に運営できるというふうな形になるということでございます。

それから、秀島議員の質問でございますけれども、延長保育は全てどこでも行っておりますけれども、対象児童がないということでございます。

それから、世代間交流の六角保育園がゼロというのは、うちのほうに申請がないということで、行っていないといふふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○門田藤信生活環境課長

先ほどの歳入の項目で若干訂正をさせていただきたいと思います。

まず、ペットの受け入れ関係のことで御質問があっておりました。その中で、町のほうでそういった引き取りができるのかというふうな御質問だったかと思いますがけれども、ペットにつきましては飼い主の責任において処理をお願いするということになっておりますので、ペットの受け入れについては町のほうでは対応いたしておりません。ただ、ペットの霊園とか、そういった業者のほうについては、町のほうで紹介をさせていただいておりますので、そういったところでお願いをいたしたいと思っております。

それと、資源ごみの中で、もう一点訂正があります。

私のほうが、排出量の8%の消費税相当分というふうな形で申しましたけども、資源物の報償費につきましては、排出量、古紙、古布の回収量の2円ということになっております。訂正しておわびいたします。

○白武 悟議長

次に、ページ数127ページの教育総務費から139ページの教育振興費まで質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

ページ数129ページ、報償費の謝礼及び謝金で241万円の内訳と次のページの130ページ、外国青年語学指導助手報償費です、これの人数が何名での内訳です。

それと、11節の需用費の中の消耗品費ということで666万7,736円、この内訳を以上3点お願いします。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、129ページの報償費の中の謝礼及び謝金ということでございます。これにつきましては、スクールカウンセラーの謝金でございまして、臨床心理士2名でございます。1時間当たり5,000円ということで、482時間分で支出をいたしております。

それから、外国青年語学指導助手報償費でございまして、これALT3名分でございまして、一月30万円でございます。それで、27年度につきましては、端数が出ておりますが、交代がございましたので、その分、出ていく方、そして入ってこられる方の日数等によって計算をいたしまして、その分支出をしておりますので、円単位で支出ということになっております。

それから、消耗品費でございまして、666万7,736円ということでございますが、これにつきましては、主に4年に1度教科書の改訂がございまして、それで、小学校の教科書が改訂になりまして、それに伴いましてデジタル教科書、これは国語と算数、教科書の補助教材というような形になろうと思っておりますが、電子黒板等を使用して行うものでございますが、デジタル教科書購入費としまして国語と算数合わせまして642万8,160円を支出をいたしております。

主な支出は以上でございまして。

○白武 悟議長

ほかに質疑。

○大串弘昭議員

説明資料のほうの80ページ、コミュニティ・スクール導入促進事業でございますけれども、ここの中にいろいろ事業実績等が出ておりますが、小学校のところでは、多いところでは35万円ですか、少ないところでは3万4,000円とかといろいろ出ておりますけれども、そういうような内容をお知らせください。

○松尾裕哉学校教育課長

説明書の80ページでございますが、小学校、中学校、それぞれ高いところに35万円、あとは4万円から8万円程度の支出があっておりますが、北明小学校と福富中学校、有明中学校につきましては、取り組みが早かったということで、その分についてコミュニティ・スクールの推進、学校評議員の前の段階で協議していただく委員様方がおられますが、そういう組織をつくって活動をしている部分で謝礼、謝金等がありますので、その分がふえております。同じく福富小学校につきましては、1年早く取り組みがあっておりますので、同じくそのような、福富小学校については学校運営協議会の委員の報酬とかの部分を加えておりますので、その分増加をしているという状況でございます。

以上です。

○大串弘昭議員

それから、いろいろ事業が行われておるとは思いますけれども、いろいろ実践的に具体的な効果と申しますか、そういった点についてお聞きしたいと思っております。

○石橋佳樹主任指導主事

取り組みにおける効果といいますか、それについて簡単ですが。

先行的に実践している学校につきましては、早い時期から委員さん等を定めまして、いろんな学校の活動について熟議を重ねてきております。ですので、これから全町で進めていくわけですけれども、町内でも先進的な取り組みということで各学校に紹介をしているところでございます。特に、昨年度当初、私も会議等に出席させていただきましたけれども、詳細な年間計画等が立てられていて、学校ではこういうことを行う、その際に保護者や地域の方にはこの関係各位にこういった依頼をして、こういうふうに進めていくという、計画の整理がかなり進んでいるなというふうに思います。ただ、これから具体的に進めているところですが。あと、例えば福富小・中におかれましては、小学校と中学校の連携あたりがかなり進んでいたり、そういったところを指針として全小・中学校でまたいい取り組みを紹介していけたらと思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

128ページ、一番上ですが、学校いじめ調査対策委員報償ということがございます。ほかにもこれに関連した項目が幾つがございます。学校いじめ調査対策委員会費とか、あるいはいじめ防止対策委員謝金とか、これは小学校、中学校いろいろありますが、27年度において本町でのいじめについての調査をされた内容あるいはいじめがあったのかどうか、とかくいろんな報道等の中で教職員は気づいていないと、生徒たちにアンケート調査をとれば、いじめが発生をしておったというような事例がたまたま報道等がございます。そういったことで、いじめの実態がどうなのか、教職員間の調査ももちろんですが、生徒たちからのそういったアンケートでの調査あたりを実施されたのかどうか、その点をまず1点。

2点目が129ページの19節の負担金、補助金、交付金というところですが、教科書採択協議会負担金というのがございますが、これも昨年でしたか、全国の中ではいろいろ出版業界等の癒着といいますか、の問題がいろいろ指摘をされておったわけですが、杵西管内でそういった事例等があったのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、いじめの実態はどうだったのかというようなことにつきまして、答弁をさせていただきます。

28年3月末現在の数字でございますが、平成27年度、小学校におきまして、後で覚知等のことについては説明をさせていただきますが、小学校において覚知が2件、認知はございません。中学校につきまして覚知が3件、認知が1件、計の覚知5件、認知1件でございます。

覚知と申しますのは、児童・生徒本人や保護者からいじめがあっているという意思表示があったものの、例えばアンケート結果、本人、保護者等からの申し出などについていじめが疑われると学校が察知した状態を覚知ということでございます。認知とは、学校いじめ防止対策委員会においていじめと判断した状態ということでございます。

アンケートにつきましては、指導主任ほうから答弁させていただきます。

○石橋佳樹主任指導主事

この件につきましては、日々先生方、そして学校全体で子供たちを見守っていく体制を整えております。月1回もしくは少なくとも2カ月に1回程度各学校で生活アンケート、そしてその中にいじめに関する子供たちへ具体的にお尋ねをするような項目を設けて定期的に行い、何か気になる事案が認められた場合は、本人への聞き取りあるいは保護者との連絡調整等をして、予防策に努めているところでございます。

以上です。

○松尾裕哉学校教育課長

それから、2点目の教科書関係の癒着についてどうかということですが、杵西管内ではあってございません。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

いじめ問題が合わせて6件、27度中にあるということですが、恐らく私の記憶違いかも知れませんが、27年度において教育委員会からいじめがあったというような報告は我々は受けていないというふうに認識しております。それはなぜだったのか、こういった事案が6件もあつておるといふ事実があるのになぜ議会に報告しなかったのか、記憶違いだとは思いませんけども。教育長も学校教育課長も27年度中はおられなかったの、あまり責めることはできないかも知れませんが、ただ事実としてあるならば、こういうように重要な案件ですから、当然我々にも報告があつて、またしかるべき対策を考えていかなくちやいかんと思うわけですが、その辺はどうですか。わざと隠したんじゃないと思いますけども、そう受け取らざるを得ないところもあるわけですね、報告がなかったということは。その辺はどうですか。どういうふうに。

それで、子供たちのアンケートは、私がよく聞き取れなかったもので、実際やっておられるのかどうか。そこら辺をもう一回お願いします。

○北村喜久次教育長

27年度のいじめの事案について議会にも全然報告あつてないということでした。

中身については私もここに掌握をしておりませんが、恐らく覚知、いじめですよという例えばアンケートとか訴え等である。それをよく調べてみると、実際はそうではなかったと、思い込みだったとか、勘違いであったとか、単なる人間関係のもつれであったとかという場合がありますので、それをいじめだと認知をする、その件数が先ほどからの数だと思ふんですけど。多分報告があつてないというか、その後恐らく早急に解消になつてるケースがほとんどじゃなかったかなと思つてます。

先ほどからお話いただけてますけど、いじめの問題については今いろんなマスコミ等でもいろいろ出てます。今後、特に認知があつてなかなか解決が思わしくないというようなことにつきましては、議会のほうにも早急に報告をいたすようにしたいと思います。

いじめの問題については、何をもちいていじめにするかということの特に関心する側についてはしっかり持つておかなきゃなりません。いじめるといふのは、単なる悪ふざけですとか、あるいは単なるけんかと思つていじめとは思つてなかったと、後からこういう言葉が出てきます。だから、いじめというのは、行為なのかあるいは気持ちの問題なのか、詰めたらいろいろありますけども、いずれにしてもそのこ

とで被害に遭ってる子供たちが本当に嫌な思いをしていると、その気持ちにしっかり沿って対応できるかというようなことにかかっておりますので、繰り返し繰り返し校長会等でも確認をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○石橋佳樹主任指導主事

済みません。先ほどのアンケートに関する回答が不明確だったということで、再度申し上げます。

こういった質問紙調査によるアンケートは、月1回程度もしくは二月に1回程度を原則として、児童・生徒には行っております。保護者については年に2回は必ず最低行うということで、県の調査とも絡めて町独自で行っています。

ただ、私どもが感じるのは、そういった質問紙調査の配慮事項も大切なんですが、日ごろの教職員の子供観察、そこが一番大事かと思っておりますので、それを日ごろから大事にしてほしいというふうなことを指導しているところでございます。

以上です。

○久原房義議員

幸い、本町の中ではいじめ問題で大きな事件、事故にまでは発展した事例はないと思いますけども、ただ恐らくいろんな報道関係では、子供が遺書を残して自殺をしたとか、そういったケースがかなりあっておるんですね、全国の中では。ですから、いろいろ分析調査というのは難しい点もあるでしょうけども、ただ被害を受けた側としては大きな痛手をこうむって、そういった自殺にまで及ぶという事例等も事実あるわけですから。ですから、いじめた側は大したことはやっていないと、言葉であるとか、あるいは態度であるとか、あるいはどうかしたら暴力であるとか、悪ふざけでちょっただけという感覚かもわからんけども、ただいじめを受けた側の人は大きな痛手をこうむって、ややもするとそういった自殺までのケース等もかなり全国にはわけですね、事例が。ですから、6件もあっておるわけですから、被害を受けた子供たちに教師も、また保護者も一緒ですけども、寄り添って、その立場になって考えてやらないという、これ6件もあっておりますから、もしかすると本町でそういった自殺にでも及ぶというような事例が絶対に出ないように、しっかりとその辺は教育委員会としても取り組んでいただきたいということで、お願いになりますけども、再度そういったところを十分見詰めていただくようお願いしておきます。

○西山清則議員

130ページの14節と133ページの同じく14節のその他の使用料というのが、その他とこの説明をお願いしたいと思います。

それと、134ページ13節の委託料、これもその他の委託料、それと139ページの委託料のその他の委託料とありますけど、その他というのが何か御説明願いたいと思います。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、130ページの使用料及び賃借料のその他の使用料でございますが、これは小学校において酪農体験学習を実施しておりますので、現地をお願い、受け入れていただいた方に対する使用料ということでございます。

それから、133ページの使用料及び賃借料のその他の使用料ということでございます。2万5,813円ですか。これにつきましては、北明小学校、有明南小学校が校舎建設に伴いましてテレビの受信状態が悪いということで、テレビの電柱の使用料をそれぞれ北明小学校で1万5,440円、有明南小学校で1万368円でございます。

それから、135ページのその他の委託料でございますが、これにつきましては73万20円でございますけど、これにつきましては心理テスト、Q-Uテストというテストがございますが、この分の小学校に係る分の費用の合計でございます。

139ページのその他委託料でございますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたQ-U心理テストの委託料ということでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

ページ数132ページ、8節の報償費についてお尋ねします。歯科ブラッシング指導謝金というのでお尋ねですが、これは生徒のほうの指導なのか、先生方への指導か、指導の謝金を払っておりますが、その辺の確認をお願いします。

○松尾裕哉学校教育課長

132ページ、歯科ブラッシング指導謝金でございますが、これにつきましては、子供たち、児童に対する指導の謝金ということでございます。

○片渕 彰議員

今、ブラッシングぐらいだったら先生たちが勉強して、歯医者さんの先生から習ったら、謝金をする。それでみんな子供たちに行き届くと思うんですよ、歯を磨くぐらいだったら。昔はこうだったですけど、今は磨き方が違うとか、そういうふうなことはできなかったかどうか。先生方がどのぐらいの認識をしてあるのか、お尋ねですが。

○石橋佳樹主任指導主事

今申し上げましたブラッシング指導というのは、年に1回もしくは2回の校医さんを招いての専門的な指導を受けているということなんですが、もちろん学級担任、教職員の指導も日々行っております。特に、毎日給食を食べます。給食後の指導は必ず5分程度の時間をとって、歯の隅々まで磨くことであるとか、歯ブラシの使い方とか、特に小学校の低学年あたりでは、力を入れて指導をしているところです。

また、定期的に保健の学習等でも歯磨き、体の清潔について勉強をしております。それに重ねて保健指導を強化するという意味で校医さんを招いての指導ということに位置づけております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

二、三、お尋ねします。

まず、決算書のページ数133ページです。

133ページの14節に当たりますけれども、使用料及び賃借料のところでは備考欄を見ていただけますか。緊急時タクシー代ということで4,480円、緊急時とはどのような内容だったのでしょうか。

それと、その下段のAEDリース料ということで64万9,872円と計上してありますけれども、各小学校・中学校、AEDが全て設置されてますけれども、活用された事例がありましたら紹介をしてください。

続いて、説明報告書を見ていただけますか。

説明報告書の79ページです。学校教育支援員配置事業ということで4,217万4,000円決算で計上してありますけれども、まず学校教育支援員というのは、資格はあるものなのでしょうか。そして、各学校ごとに何名配置されているのかお尋ねしたいと思います。小学校が41名、中学校が11人ということで大きく書いてありますけれども、各学校ごとに体制はどのように支援員を配置しているのか、お尋ねしたいと思います。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、133ページの緊急時タクシー代使用料でございます。これにつきましては、有明西小学校の運動会のときに児童がけがをしたということで、タクシーを使用をしておられるようでございます。

それから、AEDのリース料でございますが、使用実績についてはあっていないというふうに把握をいたしております。

それから、学校教育支援員でございますが、まず小学校でございますが、合計、そこに47名というふうになっております。学校ごとに申し上げますと、白石小学校8名、六角小学校4名、須古小学校8名、北明小学校5名、福富小学校10名、有明東小学校4名、有明西小学校4名、有明南小学校4名でございます。中学校につきましては、合計11名でございますが、白石中学校3名、福富中学校5名、有明中学校3名でございます。数字が各学校によってばらばらではございますが、年間通して全て1人の人が1年間というような場合もございまして、短期で学校支援をお願いされると、内容につきましては各学校にそれぞれ委ねておりますので、そういう人数のばらつきが起きているものでございます。

資格につきましては、特に問うておりません。必要ございません。

以上です。

○前田弘次郎議員

135ページ、13節委託料、移動パソコン教室事業委託料で1,600万円です。これの中身と次の14節移動パソコン教室事業使用料、この使用料何の使用料なのか、それとそもそも移動パソコンというのはどういうものなのか。

以上、3点お願いします。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、移動パソコン関係でございますが、移動パソコンにつきましては、町内8小学校を3グループに分けまして、専任のサポート員4名を配置いたしまして、グループ内を学校間でパソコンを移動させて使っているという、簡単に申し上げるとそういう事業でございます。

そこで、委託事業の1,690万円につきましては、移動教室で移動しますので、それぞれ専任サポートを配置をいたしまして、それの方々に係る経費というようなことで計上させていただいております。

それから、移動パソコンの使用料ということでございますが、これにつきましては、平成25年度に移動パソコン教室用の機器を5年リースで契約をいたしております。その契約がトータルで4,080万円程度でございますが、27年度に係る分につきましては、そこにも書いております817万7,400円ということでございます。

○前田弘次郎議員

すると、1,600万円で移動パソコン、移動するというところで委託料ということですが、逆に言えば1,600万円でパソコンを買ったほうが安くつくんじゃないんでしょうか。

○松尾裕哉学校教育課長

移動パソコン、先ほどありました1,600万円の経費につきましては、パソコンを運用するときの指導を専任サポートさんにしていただくというようなことの経費でございますので、当然パソコンを買った場合にそこを購入という面ではなくて、そこを専任として指導、研修、授業のときにもサポートしていただくというようなことで、この経費はお願いしているところでございます。

○前田弘次郎議員

そしたら、通常パソコンを購入したときには、そういうふうな形で委託というか、専任の方をつけてるということですかね。普通の授業でも。

○松尾裕哉学校教育課長

通常パソコンを今度3年をかけて更新を今いたしております、28年度まででしたが。それにつきましては、購入して落札した業者に条件としましては、そういう研修を行っていただくというようなことで入っております。そうでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけお尋ねします。

説明報告書の81ページになります。

小学校移動パソコン教室整備事業ですけれども、事業概要に小学校間を巡回しとありますけれども、巡回のペースはどのように計画をなされていたのかお尋ねしたいと思います。

○石橋佳樹主任指導主事

巡回のペースということで、81ページの表の横に米印で書いておりましたが、原則半月、そして中身によってはグループ内の学校の協議により一月程度をローテーションとして移動をさせているという状況です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に139ページの社会教育費から147ページの保健体育費の前の社会教育施設費まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数147ページの保健体育費から152ページの学校給食費まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、これで決算の認定について、文教厚生部門の質疑を終わります。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第50号「平成27年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

平成27年度白石町国民健康保険特別会計決算に反対の立場で討論いたします。

この制度は、全国全ての自治体で危機に直面しています。しかし、町民の命綱とし

ての制度の維持と保険税の町民負担の軽減は待ったなしの緊急課題であります。よって、私は国保税の引き下げに向けての以下6点の内容を指摘いたします。

第1に、財政調整積立基金を活用して、新年度の国保税の引き下げを実施するべきです。

第2に、底をついた保険給付費支払い準備積立基金を5年計画で積み立てるべきです。

第3に、削減されてきた国庫負担を計画的にもとに戻すべきです。医療費の値上げや高過ぎる国保料の現況には、医療への国庫負担率の引き下げがあります。国民健康保険の総収入に占める国庫支出金は、1980年度の57.5%から2003年度の35%に激減しています。政管健保でも国庫補助負担率が16.4%から13%に減らされたままです。これを計画的にもとに戻していくべきではないでしょうか。

第4に、乳幼児期からの食生活改善の運動に取り組むべきです。

第5に、医師会や各医療機関の協力をとりながら、早期発見、早期治療の予防活動に全力を挙げて、ジェネリック医薬品の使用を推進するべきです。

第6に、子供の医療費の無料化、脳ドック、人間ドック、特定健診などを充実させるべきです。

最後に、現在政府におかれては、TPPを締結してアメリカの民間医療保険の国内市場の割合を高くしようと企てられていますが、加盟には絶対反対です。憲法第25条の生存権を守り、全ての住民が権利としてみずからの人生と生活を国によって補償されることを強調するものです。各議員の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。反対討論とさせていただきます。

○内野さよ子議員

平成27年度白石町国民健康保険特別会計の決算につきまして賛成の立場から言いたいと思います。

保険事業に関しては、自主財源である保険税がかなり収納率に関しても現年度分96.73%、過年度分34.96%とかなり以前よりも高い水準を確保するようになりました。ジェネリック医薬品に関しても、先日の報告では60%から70%を占めるようになりました。推進についても大変努力をされています。保険事業は、特定健診、人間ドック、脳ドックなど努力されておりますが、中には到達いかないうような人員の確保など問題でもありましたけれども、ここ数年努力されている実績が見受けられます。

よって、保険事業につきましては、今後も期待する事業の一部として努力をしていただくことは確実ではありますけれども、賛成の立場で皆さんの賛成をよろしくお願いしたいと思います。

○白武 悟議長

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

本案は、「平成27年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第50号は認定することに決定しました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第51号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対して反対の立場で討論させていただきます。

私は、以下6点について根本的な問題を指摘したいと思います。

問題点の第1は、75歳以上の後期高齢者は給与所得者の扶養家族で今は負担ゼロのほうに新たに保険料が発生する制度がスタートして軽減策が講じられていますけれども、仕組みは変わりません。

第2に、保険料を年金天引きではなく現金で納める人にとっては、保険料を滞納すれば保険証から資格証明書に切りかえられ、保険証を取り上げられます。さらに、特別な事情なしに納付期限から1年6カ月間の保険料を滞納すれば、保険給付の一時さしどめの制裁措置もあります。年金の少ない低所得者への厳しいペナルティーです。

第3に、医療機関に支払われる診療報酬は、他の医療保険と別建ての包括定額制とし、後期高齢者の心身の特性に相応し、診療報酬体系を名目に診療報酬を引き下げ、受けられる医療に制限を設けています。後期高齢者に対する医療内容の劣悪化と医療差別を招くおそれがあります。

第4に、後期高齢者がふえ、また医療給付がふえれば、保険料を値上げするか、医療給付内容の劣悪化かというどちらをとっても高齢者は痛みしか選択できません。あるいは、その両方を促進する仕組みになっています。

第5に、保険料は、後期高齢者医療広域連合の条例で決めていくこととなりますが、関係市町の負担金や事業収入、国及び県の支出金、後期高齢者交付金から成る運営財源は、あるものの、一般財源を持たない広域連合では、独自の保険料減免などの措置が困難になってきます。

最後に、第6として、広域連合議員の定数は制限されており、半数以上の市町から議員を出すことができていない状況です。しかもその議員は、各市町の長及び議会の議員のうちから選ばれることになっており、当事者である町民の後期高齢者の意見を直接反映できる仕組みには不十分となっています。

以上のような制度の問題点は、全てが根幹にかかわる内容であり、到底修正や一時しのぎの緩和策などでは解決できるものではありません。一日も早く制度を廃止し、

まずはもとの老人保健制度に戻すことが今の政府のやるべきことではないかと思いません。そのことを通して、後期高齢者の皆さんの健康と生活を維持できるものだと確信しております。反対討論とさせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

○久原久男議員

私は、議案第51号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

近年の急速な少子・高齢化や医療技術の進歩等により国民の医療費が増大していき中、後期高齢者医療においては、長寿、健康を理念とし、保険事業に関してこれまでさまざまな取り組みを行ってまいりました。この間、佐賀県における後期高齢者の1人当たりの医療費の伸び率についても全国平均を上回っています。病気になってからの対応はもちろん重要なことではありますが、いかに健康寿命の延伸を図るかの観点から、未病、予防といったことにも日ごろから留意して、健康意識を高めていくことが大切だと思います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、健診、医療情報等に基づくデータ分析を活用し、健康検査やターゲットを絞った効率的な保健指導を提供できる体制を確立することで、疾病の重症化予防、ひいては未病につなげることも可能となるよう、県内の被保険者の皆様の健康寿命延伸と幸福の実現を願って、長寿健康づくり事業実施計画、データヘルス計画ですが、作成したところでございます。白石町でも本計画を生かしつつ、これまで以上に町内の被保険者の皆様が日々健康で過ごされますよう、また安定的な制度運営のため、長寿健康づくり事業の推進に取り組んでいるところでございます。そういう中で白石町が実施している住民健診、特定健診においてもわずかながら受診率の上昇が見られます。被保険者の方の健康意識が高揚していることも数字を見ても明らかでございます。

また、収納率については、平成27年度決算において調定額1億7,638万7,763円に対して、不納欠損額0円、収入未済額22万9,600円であり、収入能率は99.6%であります。平成30年度からの国保運営も県一本化が推進されていく中、国民健康保険事業とともに後期高齢者医療の健全な運営が求められていると思われまます。

いろいろと申し上げましたが、要は被保険者の方々が安心して医療を受けられるように、またこのことを通じて、健康で元気で毎日を送れるように力を入れていくことが大事だと思っています。

以上のように申し上げ、議案第51号「平成27年度後期高齢者医療特別会計決算について」賛成をするものでございます。議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○白武 悟議長

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

本案は、「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第51号は認定することに決定しました。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第55号「白石町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけお尋ねします。

新旧対照表で見ただけですか。

現行が第2条の4第4項ということになってますけれども、改正案で第2条の4第7項ということに変更になっておりますけれども、具体的に町民に対しての影響は発生するのでしょうか。

○大串靖弘保健福祉課長

この変更につきましての町民に対する影響と申しますか、それは全然ありません。以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この第4項から第7項、それから第5項から第8項に改める、これは項目が変わるだけなのか、中身が変わるのか、私も説明のときよくわからなかったんですけども、御説明お願いしたい。もし、変わるのであれば、額が変わるのか、お願いしたいと思います。

○大串靖弘保健福祉課長

本町の白石町ひとり親家庭医療費助成に関する条例と申しますのは、県が児童扶養手当施行令の条文を引用しております、児童扶養手当の1人目は変わりませんが、2人目から3人目以降の額が若干変わります。その分につきましての県のほうの額は変わりますが、うちの白石町ひとり親家庭医療費助成に関する条例につきましては、全然額に対する影響はございまして、ただ引用しておりますところの条文に第3項、第4項、第5項が第2項の次に追加されます。改正前の第3項から第5項が第6項から第8項へと繰り下がるだけございまして、その分の引用のところを繰

り下げた条項を持ってくるというようなことになります。
以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第55号「白石町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第56号「平成28年度白石町内小学校校務用パソコン等購入契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

入札経過表のことについてお伺いします。

9社の入札のうち6社が辞退、これは前回と一緒の構図、私の記憶違いでなければ。前回のパソコン購入のときもこういう状況だったとも記憶しているんですが、前回と今回の辞退の理由、まずお伺いをいたします。

○松尾裕哉学校教育課長

パソコン購入事業に関しまして入札状況でございますが、議員御指摘のとおり、昨年度と同じような状態になっております。

まず、27年度の辞退の理由といたしまして、金額的なところで自社へのメリットが少ないというようなこと、それから納期が短いというようなことで27年度はなっております。

28年度につきましては、他の案件と重なっていたりして、人員の確保が難しいとか、要求を十分に満たすことができず責任を持って業務を遂行できないということ、またメーカーがなかなか資料等の時間がとれる金額等の提出がなかったというのは、これはあくまでも持参されたときの担当の聞き取りでそういうような理由をおっしゃっているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

今までの経過を見ると、学映システムさんですか、会社名を言っているのか、言っていないのかわかりませんが、それ以外が安くって影響があると思いますか、思われませんか。今までの導入の経過、学映システムさんが全てやっておられます。そういうところで、もし金額が落ちてほかの業者がとった場合、その影響は考えたことありますか。

○松尾裕哉学校教育課長

入札に関しましては、それぞれ仕様書を提示をして、それで入札をお願いしておりますので、特に今回落札をされました業者以外の方が当然低価格で落札をされたということであれば、仕様書に従いまして業務を遂行していただくということでございますので、特に問題はないというふうに感じております。

以上です。

○前田弘次郎議員

溝上議員との関連ですけど、82%ということは、約2割安く買えた、パソコンが、2割残った分次回に回すのか、その辺の考えはありますか。

○松尾裕哉学校教育課長

今回、入札で、今言われましたように、2割程度予定価格に対しまして低く落札がっております。それで、このまましておくのかというようなことがございますが、今学校等の状況を見て、私27年度に学校教育課に来たわけですけど、ほかの方からもいろいろ意見を言っていて、例えばある教室の理科教室等には映し出す機械があつて、それを見ながら授業ができる。ただ、ほかの学校に行ったらそうではなくて、同じ授業であっても差が出てきてというような状況もございました。特に、学校訪問も私ことし初めてさせていただきましたけど、そういう状況もございまして。それで、もし余ったお金でそういうふうな学校で必要とする機材、学校運営上必要とする機材等が必要なことがあれば、学校等に確認をいたしまして、そういうので同じ条件で授業等も受けていただきたいというようなこともございますので、そういう面で活用させていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

先ほどの溝上議員と似てますけど、2割安く買えたというのが2割商品が信用的にあるのかと、先ほど溝上議員も言われましたけど。例えば、これがもし3割安く入札ができるという、最低価格の設定はないわけですから、そうなった場合に、落札したところが納入をします、そのときにパソコン自体がメーカーは一緒かもわかりませんが、多分つくってる場所によってはまた金額も変わってきますので、本当に信用ができる商品で落札ができるのかということが一つ心配ですけど、その辺はどうで

しょうか。

○松尾裕哉学校教育課長

先ほども溝上議員のほうで答弁をさせていただきましたけど、パソコンの機種等につきましてはある程度メーカーのどことどことこのパソコンをというような仕様でしております。そして、あとソフト関係につきましても、それぞれ指定をして仕様でさせていただいておりますので、ほかの業者が落札をした場合につきましても、特に問題があるというようなことにつきましては、私としては認識をしておりません。

以上でございます。

○久原久男議員

ただいまの件ですが、パソコンとかICTの機器にほとんど学映システムさんですか、納入業者の方がそういうふうになっているわけですが、26年度と27年度も、2年分ぐらいで結構ですので、どのくらいの金額になっているのか、トータルのです、それをお願いします。

それから、もう一件、業者1本に絞ったような形でこういうふうな落札結果が出るわけですが、あとメンテナンス等に関して不具合等が出てないのか、その辺のこと2件。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、26年及び27年度のトータル的な金額ということでございますが、26年度の落札額が税抜きでございますが、3,800万円でございます。27年度につきましては、同じく税抜きで4,150万円ということで、合計7,950万円ということになっております。

それから、機器の不具合ということでございますが、特に機器の不具合等についてメンテナンスもするようにしておりますので、機器の不具合というようなことで特に私たちに報告があつてのようなことは、今のところございません。

以上です。

○久原久男議員

私、あるところから、町内業者の方ですが、その方から話を聞いたことがあります。その方が言われることは、最初から太刀打ちできんと。最初からこういうふうな金額が違い過ぎて、太刀打ちができないから入札は棄権してしまうと、そういうふうな声が聞こえてきたわけですね。その辺のことについてはどうですか、どういうふうな考え。ただ、私が申したいのは、町内業者の方の商工業の発展とか、いろんなことが絡んでくるわけですね。その辺のことを3年も4年も前から、私、最初から言っております。その辺のこの考え方について。

○松尾裕哉学校教育課長

町内業者の方の育成ということでございますが、今回4小学校の校務用パソコンの更新ということで、機器の納入、設置、設定、ソフトウェアのインストール等を一括

発注をしているところでございます。これは発注数を多く集約することのスケールメリットや総事業費を抑えるということでもございました。そして、導入の調整時や不具合発生時の責任所在の明確化、また一本化を狙いとしているものでございます。

今回、町内3業者にお願いをいたしました。1業者が応札をしていただきました。結果、ここに資料にございますとおり、2番札ということでもございまして。毎回町内業者の方、1業者ないし2業者の方が入札、応札をしていただいておりますので、結果を見ますと入札額が開いているということもございしますが、今後も町内だけにというようなことじゃなくて、入札につきましてはほかの業者も入れたところをしたいと思います。指名委員会等にもかけてしているわけでもございますが、町内業者ということでもございますと、なかなか機器の後の対応とかというような面もあるかもわかりませんが、今回につきましては、9業者について応札をお願いしたところでございます。以上です。

○久原久男議員

今、町内業者のほうに落札等が決まれば、あとのメンテナンス等についても不安な面があると、そういうふうな私受け取り方をしました。そういうふうな受け取り方がいいですか。

○松尾裕哉学校教育課長

私が、今申し上げましたが、メンテナンス等につきましても仕様書に基づいてしていただくというようなございます。特に、町内業者の方をお願いしてそういうことが特に発生するということはないと思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第56号「平成28年度白石町内小学校校務用パソコン等購入契約について」採決をします。

本案の賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

11時59分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○松尾裕哉学校教育課長

先ほど大串武次議員さんからの学校指定寄附に関します御質問の中で、1件20万円の寄附につきまして、町内の4校ぐらいの学校にという答弁をしておりましたが、町内11校全てに学校図書購入費として充てさせていただいております。訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第57号「平成28年度白石町一般会計補正予算（第3号）」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとお話し、はっきりお示してください。

まず初めに、1ページから歳入16ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、歳出に入ります。

17ページから44ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ページ24ページの4目ですけれども、介護施設等の整備事業補助金ということで説明資料の1ページにも書いてありますけど、効果等が書いてあります。このことについて、今回特別養護老人ホームの桜の園に補助をしてありますけれども、このことによる効果というようなことがここに書いてあります。1人部屋がいいと言う方もいらっしゃるでしょうし、たくさん的人数の方がいい人いらっしゃるのかいろいろあるとは思いますが、このユニット化によって町内の施設が、今回20床ですけれども、どの程度これによって町内がなっているのか。今、お部屋を見ますと、1つの部屋にこうなっているわけですけど、ユニット化になった部屋がどのくらい町内の施設の中でなっているのか。

○矢川又弘長寿社会課長

今、内野議員から町内の施設のユニット化はどれくらい進んでいるかということでありましたけども、済みません、その資料を今持ち合わせておりませんので、後もって御説明をさせていただきたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、補正予算について文教厚生部門の質疑を終了します。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、議案第58号「平成28年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第58号「平成28年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、議案第59号「平成28年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第59号「平成28年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○白武 悟議長

日程第10、請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書」について議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書」について、2点について質問いたします。

まず第1に、6月定例議会で審議されました請願書と今回の請願者の名前は違いますが、提出された所属は同じ佐賀県教職員組合であります。内容はいずれも教職員定数改善と義務教育費国庫負担の同じ2項目であります。定数改善については、前回、今回とも不登校、いじめ等諸問題は同じであります。大きな趣旨が違います。前回は、少人数教育の推進とありました。今回は、特別支援学級充実のためとなっております。また、義務教育費国庫負担については、前回は負担率の3分の1から2分の1への復元でありましたが、今回は国庫負担率3分の1堅持となっております。いずれも2017年度政府予算にかかわる意見書ではありますけれども、同じ所属、佐賀県教職員組合で違う趣旨の意見書を出されていることへの説明を願いたい。

それから、第2点でありますけれども、定数改善についてですが、平成29年度予算の文部科学省概算要求では、発達障がい等児童・生徒への通級による指導ができる教員890名の増加を要求をされております。また、財務省では、平成27年から平成36年の試算策定の中に今後増加が見通される特別支援学級クラス増加に対して、平成36年度までに1,800クラス増、教職員3,800名増を計画をされております。生徒・児童100人に対して、平成27年度では7.2人を平成36年度までは7.5人へと職員増としております。

以上のような文部科学省、財務省とも定数改善への方向を決めております。今、なぜ意見書を国へ提出する理由と必要性の説明をお願いしたいと思っております。

以上、2点伺います。

○白武 悟議長

これにつきましては、紹介議員の秀島議員より答弁をお願いします。

○秀島和善議員

私秀島和善からただいまの質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の問題ですけれども、市町村によっては3分の1に減額されても2分の1のころの予算を支出して、教育の充実に力を入れている自治体も少なくありません。よって、毎年国に対して署名活動や要請行動、また全国からの意見書などを提出することによって、文部科学省の予算が減額されても、自治体によって努力をしているところがあります。

また、全国的な運動、署名、要請行動、意見書の提出などの運動の蓄積でかたくなな文科省の態度を柔軟にして、教職員への配置を増額しています。例えば、特別支援学級に関して、ふだんは通常の学級で学びながら一部の授業は障がいに応じた指導を別室で設けるなど、通級による指導を充実させるための定数増を見込んでいます。同時に、特別支援教育コーディネーターの名前で、各小学校・中学校・高校で特別支援教育を担当する教員が特別教室に専念しやすい体制も目指します。

このように、これまでの教職員組合初め保護者の運動、要請行動によって29年度の概算要求が通過しています。このことが、これまで意見書を提出してきた力だと思えます。

2番目に、文科省や財務省から平成36年まで1,800クラス、3,800人の教職員増が見込まれるということでしたけれども、このことも毎年の運動の成果によるものだと考えています。

以上をもって説明を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

今まで他市町村で6月に出されました意見書が可決されたと同いました。当町では、先ほど最初に言いましたように違う趣旨でございます。少人数と特別学級の意見書、要求では、職員数がもともと違うと思います、要求数が。そういうことで、また国庫負担率が違うということも予算も違ってまいります。そういう意味で先ほどの答弁でもう一度お願いします。

○秀島和善議員

溝口議員の質問内容が私には十分理解できていないところがありますけれども、今回の意見書は、子供の教育環境改善のために計画的な教員定数改善を推進することと、教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担を2分の1に復元することというものが6月議会で否決されましたけれども、今回は子供たちの教育改善のために計画的な教員定数改善を推進することと、2つ目に、教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持と義務教育費の総額を補償することということで内容が変わっています。

この内容は、全国での市町村間での格差を改善するために意見書として提案するものですが、これまで各県の自治体によって実態が異なることを平均的にするために今回意見書の請願を皆さんにお願いしているところです。

また、この機会に私のほうから提案したいと思えますけれども、請願にあります教職員組合西部地区の担当を呼ぶことも可能だと思えますので、さらに詳しい説明を私以上にしていただけることを提案をいたします。

○白武 悟議長

秀島議員、そのまま答弁席でお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

13時34分 休憩

13時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

溝口議員に申し入れます。第2回目の質疑に対しまして、紹介議員であります秀島和善議員のほうから答弁がなされましたけども、これより以上の詳細であれば、請願者であります支部長のほうに答弁を願う参考人として出席をさせたいというふうなことがございましたけれども、秀島議員の答弁でよろしゅうございますか。

○溝口 誠議員

説明は要りません。

以上でございます。

○白武 悟議長

よろしゅうございますか。

それでは、秀島議員の答弁でよろしいということでございますので、自席のほうにお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

○内野さよ子議員

溝口誠議員の質問事項等々ありました。6月の定例議会で審議をされた後反対ということにはなりましたけれども、今回、内容的には教職員定数の改善と義務教育費国庫負担のことでありました。今、国のほうにおいても教職員増の要求ということで特別支援や、あるいは貧困対策の充実ということで予算要求がなされているようです。

ただ、先ほど秀島議員が言われたように、これまでの各自治体の努力とか、成果とか、何回も何回も繰り返し提出を続けてきました。もう一つは、これまでの運動の蓄積等もあります。

そしてまた、白石町については、今現在、特別支援のことについても単独事業として行われています。4,200万円ぐらいでしたが、そういうようなことも含めまして、今後は単独事業でなくてもいいように国のほうで確実に予算要求が届くように、今なされているのでもうこれでなくてもいいというふうなことも言えますけれども、今回提出をすることによって、なお一層の働きかけもできるのではないかなというふうに、議会として出したほうがいいのではないかなというふうなことを思っています。皆様の御賛同がどうかわかりませんが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論は終わります。

これより請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書」について採決をします。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、請願第2号は採択することに決定しました。

○矢川又弘長寿社会課長

内野議員から御質問がありました町内の施設のユニット化ということで御質問を受けましたけども、今回の補助事業につきましては介護施設のユニット化ということでありまして、それに加えて特別養護老人ホームの多床室、多人数部屋のユニット化ということで、限定された事業であります。

町内には、2施設あるわけなんですけども、もう一つ歌垣之園、確認しましたけども、ユニット化の改修の予定は現在のところはないという回答を得ましたので、今回が初めての例だと思っております。

以上であります。

○白武 悟議長

申しわけございませんけども、採決が非常に緊迫をしておりますので、議長が申しわけなく思っております。

もう一度、本請願を採択することに賛成の方は起立願います。(「先ほどと意思そのままでお願いします」と呼ぶ者あり)

〔賛成者起立〕

確認の意味でございました。採択に決定をいたします。申しわけございません。

以上で本日の議事日程は終了しました。

13時51分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月13日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 久 原 房 義

署 名 議 員 川 崎 一 平

事 務 局 長 吉 岡 正 博